

鎌倉市植木剪定材受入事業場利用事業者登録等申請書

					年 月 日	
(あて先)鎌倉市長						
フリガナ 事業者名..... 〒 ー						
申請者 住 所..... フリガナ 代表者氏名..... 電話番号 ()						
鎌倉市植木剪定材処理手数料徴収要綱第3条の規定に基づき植木剪定材受入事業場利用事業者登録について、次のとおり申請します。						
申 請 区 分		☐ 新規(登録後6箇月間は現金払いのみ) ☐ 変更〔登録番号 ()〕 ☐ その他()				
変更等理由						
ア 業 種		☐ 造園業 ☐ 植木業 ☐ 生花店 ☐ 建設・建築業 ☐ 土木業 ☐ 一般廃棄物収集運搬業 ☐ 宗教法人 ☐ その他()				
イ 連 絡 担 当 者	氏 名					
	部 署					
	電話番号	()				
ウ 搬入車両及び車 両 番 号		☐ 軽トラック〔 () 〔 () 〔 () 〕 ☐ ワゴン車〔 () 〔 () 〔 () 〕 ☐ 1t車〔 () 〔 () 〔 () 〕 ☐ 2t車〔 () 〔 () 〔 () 〕 ☐ 4t車〔 () 〔 () 〔 () 〕 ☐ (() 〔 () 〔 () 〕				
次のとおり決定してよいでしょうか。(伺い)					起案	・ ・
課長	課長代理	課長補佐	担当係長	担当	決裁	・ ・
					公印	・ ・
					通知	・ ・
決定区分	登録証を ☐ 交付します ☐ 交付しません 理由〔 () 〕			登録番号		

- (注)1 太枠の中だけ記入してください。(変更の場合は、変更の理由、申請者の欄及びア～ウ内の
変更項目はすべてご記入ください。)
- 2 車両番号は、搬入車両の種類ごとに記入してください。
- 3 複数の業種を業としている場合は、全ての業種にチェックしてください。
- 4 新規登録事業者の方は、6箇月間現金払いのみとなります。6箇月経過後、納付書による後納
払いを希望する場合は、「鎌倉市植木剪定材受入事業場利用事業者登録等申請書」に後納払い
への変更の旨を記入し、市役所または受入事業場まで提出してください。